

渋川市公式ホームページバナー広告掲載運用基準

（趣旨）

第1条 この運用基準は、渋川市公式ホームページ広告掲載要綱（以下、「要綱」）により、渋川市公式ホームページにバナー広告を掲載するにあたっての、事務の手續など必要な事項を定めるものとする。

（掲載月の取扱い）

第2条 広告掲載月は、1箇月を1単位として取り扱う。

2 1箇月は、暦に従って計算する。

3 月の初めから1箇月を起算しないときは、1箇月は、翌月においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、翌月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

（申込み及び掲載の日程など）

第3条 申込みから掲載までの日程は次のとおりとする。

- （1）掲載を希望する日の30日前を受付期限とし、申込みがあった場合は、掲載の可否を審査し、申請日から10日以内に広告掲載可否を申込者あてに郵送で通知するものとする。
- （2）掲載が決定した申込者は、市の発行する納付書により、市が指定する日までに広告掲載料金（以下、「掲載料」）を納付するものとする。
- （3）掲載料の納付が確認されない広告の掲載は、納付が確認されるまで掲載しない。
- （4）市が指定する日までに掲載料の納付が確認されない広告は、掲載の決定を取消することができる。決定を取消する場合、掲載取消しの旨を文書で申込者に通知するものとする。

（広告の種類）

第4条 要綱第7条第2項に基づき審査するにあたって、具体的に掲載不可とするものは、次のものをいう。

（1）業種等により掲載すべきものでないもの

- ①風俗営業に類似する業種の広告
- ②たばこ、酒の商品名を表示する広告
- ③ギャンブルに関する広告
- ④興信所等の広告
- ⑤出資者および出資金の広告
- ⑥マルチ商法、靈感商法など悪質商法と認められるもの
- ⑦債権取り立て、回収等の広告
- ⑧公的な検査機関が立証できない効果や効能をうたった商品等に関する広告
- ⑨社会問題を起こしている業種やその事業者が掲載する広告
- ⑩市税を滞納しているものが掲載しようとする広告

- ⑪民事再生法および会社更生法による更生手続中の事業者が掲載しようとする広告
- ⑫行政機関から行政指導を受け、改善しようとししない事業者が掲載しようとする広告

(2) 内容等により掲載すべきものでないもの

- ①人権侵害や名誉毀損、差別的なもの
- ②法律で禁止されている商品や無許可商品、粗悪品などの不適切な商品又はサービスに関するもの
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団に関するもの
- ④他人を誹謗中傷するもの
- ⑤政治活動に関するもの
- ⑥宗教団体による布教に関するもの
- ⑦利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

(3) 消費者保護の観点から掲載すべきものでないもの

- ①根拠のない誇大表現によるもの
- ②射幸心を著しくあおる表現によるもの
- ③労働基準法等関係法令を遵守していない人材募集広告
- ④虚偽の表現によるもの
- ⑤法令で認められていない業種、商法又は商品
- ⑥国家資格に基づかないものが行う療法等
- ⑦責任の所在が定かでないもの

(4) 青少年の保護、健全育成の観点から掲載すべきでないもの

- ①水着姿や裸体など、広告内容に無関係で必然性がないもの
- ②暴力や犯罪を肯定、助長するような表現のもの
- ③残虐な描写など、善良な風俗に反する表現のもの
- ④暴力やわいせつ性を連想させるもの
- ⑤ギャンブルを肯定、助長する表現のもの
- ⑥その他青少年に有害とされるもの

(5) その他掲載すべきでないもの

- ①掲載することが不相当と認められるもの

2 バナー広告は、広告主が指定するホームページへリンクすることとし、当該広告がリンクするホームページについても前項の基準を適用する。

(広告の掲載順序)

第5条 広告の掲載順は、随時入れ替わるものとする。

(広告の表現)

第6条 要綱第3条に基づくもののほか、アクセシビリティ及びユーザビリティを確保するため、またデザインの質や市の公式ホームページとして期待されるイメージを保持する

ため次に定める事項を遵守する。

- (1) 閲覧者の意志に反する動きや、誤解のもととなる表現を禁止する。
- (2) 市の情報との区別を明らかにするとともに、掲載する広告も市の情報と混同するものであってはならない。
- (3) 文字と背景のコントラストは十分にとり、また背景に模様のある画面や写真を使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして文字を見やすくするように配慮する。

附 則

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年5月1日から施行する。